

官報
號外

平成十三年五月十六日

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

置を講じようとするものであります

○ 第五百一回 參議院會議錄第二十四號

卷之三

○議長(井上裕君) 日程第一 郵便
局長更迭(一)郵便改定の去津を

午前十時一分開議
易委會局法の一部を改正する法律案
議題といたします。

○議事日程 第二十四号

まず、委員長の報告を求めます。

平成十三年五月十六日
手記正君

午前十時開議
〔審査報告書及び議案は本号

第一 垂便振替法及び簡易垂便局法の一部を改

溝手頭正君登壇 拍手

閣提出)について、総務委員会における問題(たゞいさぎ題)の取り扱いについて、

第三 都市緑地保全法の一部を改正する法律案 結果を御報告申し上げます。

(内閣提出) 本法律案は、郵便振替の加入者を

の利便の向上を図るために払い出しにこじらせる上にもこゝ、国民年金の

○本田の会議に付した案件
一、情報の半

以下議事日程のとおり詰めの件

こととするほか、簡易郵便局における

国民年金の保険料の収納に関する基準

○議長(井上裕君) これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

下部祐代子君から海外渡航のため明十七日が
十日間の请假の申し出がございました。

三十日間の説明の日にしてからおこなうべきか。二月を許可する」とた御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上裕君) 御異議ないと認めます。

よって、許可する」とに決しました。
しました。

以上、御報告申し上げます。(指)

云 戊一三三三一月十七日 參議院公文義錄第二十四号 青段の牛 邵更辰替去及び簡易

平成十三年五月十六日 參議院令議會第一回
議事の件 増任特種決了事項

官 報 (号 外)

の区域を除く。内の土地について、指定都市が当該指定都市の区域内の土地について、又は中核市が当該中核市の区域内の土地について、管理協定を締結する場合は、この限りでない。

5 第一項の緑地管理機構が管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の認可を受けなければならない。

(管理協定の締結等)

第九条の三 地方公共団体又は都道府県知事は、それぞれ管理協定を締結しようとするときは又は前条第五項の規定による管理協定の認可の申請があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理協定を当該公告の日から一週間関係人の総覽に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係人は、同項の総覽期間満了の日までに、当該管理協定について、地方公共団体又は都道府県知事に意見書を提出することができる。

(管理協定の認可)

第九条の四 都道府県知事は、第九条の二第五項の規定による管理協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該管理協定を認可しなければならない。

一 申請手続が法令に違反しないこと。

二 管理協定の内容が、第九条の二第三項各号に掲げる基準に適合するものであること。

(管理協定の公示等)

第九条の五 地方公共団体又は都道府県知事は、それぞれ管理協定を締結し又は前条の認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該管理協定の写しをそれぞれ当該地方公共団体又は当該都道府県の事務所に備えて公衆の総覽に供するとともに、管理協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

(管理協定の変更)

第九条の六 第九条の一第一項から第五項まで及

び前三条の規定は、管理協定において定めた事項の変更について準用する。

第九条の七 第九条の五(前条において準用する場合を含む。)の規定による公告のあつた管理協定は、その公告のあつた後において当該管理協定区域内の土地の所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

(都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律の特例)

第九条の八 第九条の二第一項の緑地管理機構が管理協定に基づき管理する樹木又は樹木の集団で都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和三十七年法律第二百四十二号。以下「樹木保存法」という。)第二条第一項の規定に基づき保存樹又は保存樹林として指定されたものについての樹木保存法の規定の適用については、樹木保存法第五条第一項中「所有者」とあるのは「都市緑地保全法第二十条の六第一項の規定により指定された緑地管理機構」と、樹木保存法第六条第二項及び第八条中「所有者」とあるのは「都市緑地保全法第二十二条の六第一項の規定により指定された緑地管理機構」と、樹木又は樹木の集団で樹木保存法第二条第一項の規定に基づき保存樹又は保存樹林として指定されたものについて準用する。

第二十条の五 第九条の八の規定は、第二十条の二第一項の緑地管理機構が管理する市民緑地内の樹木又は樹木の集団で樹木保存法第二条第一項の規定に基づき保存樹又は保存樹林として指

定されたものについて準用する。

第二十条の六第一項中「法人」の下に「又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項の特定非営利活動法人」を加える。

第二十条の七第一号中「市民緑地」を「管理協定に基づく緑地の管理並びに市民緑地」に改め、同条中第五号を第八号とし、第一号から第四号までを三号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の三号を加える。

第三節 雜則

第十条に次の二項を加える。

2 国は、地方公共団体が行う緑地保全地区内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備(基本計画、管理協定又は第二十条の二第一項若しくは第二項の規定により締結された市民緑地契約において定められた当該施設の整備に関する事項に従つて行われるものに限る。)に要する費用については、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。

第二十条の八中「前条第一号」の下に「又は第二号」を加える。

第三章の三を第二章の四とし、第三章の二の次に次の二章を加える。

第三章の三 緑化施設整備計画の認定

(緑化施設整備計画の認定)

第二十条の五の二 第二条の二第二項第三号ニの地区内の建築物の敷地内(当該建築物の屋上、空地その他の屋外に限る。)において緑化施設を整備しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、当該緑化施設の整備に関する計画(以下「緑化施設整備計画」という。)を作成し、市町村長の認定を申請することができる。市町村長の認定を申請することができる。

2 緑化施設整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 緑化施設を整備する建築物の敷地の位置及び面積

二 整備する緑化施設の概要、規模及び配置

三 緑化施設の実施期間

四 緑化施設の整備の資金計画

五 その他国土交通省令で定める事項

(緑化施設整備計画の認定基準)

第二十条の五の三 市町村長は、前条第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る緑化施設整備計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、緑化施設整備計画の認定をすることができる。

一 緑化施設を整備する建築物の敷地面積が、国土交通省令で定める規模以上であること。

二 緑化施設の面積の建築物の敷地面積に対する割合が、国土交通省令で定める割合以上である。

三 認定事業者の委託に基づき、認定計画に従つた緑化施設の整備又は認定緑化施設の管理を行うこと。

四 認定事業者に対し、認定計画に従つた緑化施設の整備に必要な資金のあつせんを行うこと。

官 報 (号 外)

五、緑化施設整備計画を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。
前項第二号の緑化施設の面積は、国土交通省

令で定めるところにより算出するものとする。
(緑化施設整備計画の変更)

第二十条の五の四 緑化施設整備計画の認定を受
けた者(以下「認定事業者」という。)は、当該認

定を受けた緑化施設整備計画(以下「認定計画」)

という。)の変更(国土交通省令で定める軽微な

変更を除く)をしようとするときは
の認定を受けなければならぬ。
市町村長

前条の規定は、前項の変更の認定について準

(報告の徵収) 用する。

(轉合の権利)
第二十条の五の五 市町村長は、認定事業者に対

し、認定計画(前条第一項の変更の認定があつては、二三の後)つ。以降、同二三に該

たときは、その変更後のもの(以下同じ)に係る緑化施設の整備の状況について報告を求める

ことである。

(改善命令) 第二十條の五の六 市町村長は、認定事業者が認

定計画に従つて緑化施設の整備を行つていない

と認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期間を経て、その改善に必要な措置を命令する。

の期間を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。

(認定の取消し)

第二十条の五の七 市町村長は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、緑化施

設整備計画の認定を取り消すことができる。

(住民等の利用に供する認定緑化施設の管理)

第二十一条の五の二 地方公共団体又は第二十一条の六第一項の規定により指定された緑地管理機構

は、認定事業者との契約に基づき、認定計画に

従つて整備された緑化施設(以下「認定緑化施設」という。)のうち住民等の利用に供するもの

「語」の構成要素の組合せの利用に焦点を当て、文を管理することができる。

平成十三年五月十六日 参議院会議録第二十四

平成十三年五月十六日 參議院全議録第一回

(樹木保存法の特例の準用)

第二十条の五の九 第九条の八の規定は、前条の
緑地管理機構が同条の規定に基づき管理する認
定緑化施設内の樹木又は樹木の集団で樹木保存
法第二条第一項の規定に基づき保存樹又は保存
樹林として指定されたものについて準用する。

第二十三条中「の」を「のいづれか」に、「二十
万円」を「三十万円」に改め、同条第二号中「第十一
条第一項」の下に「又は第二十条の五の五」を加え
る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

(緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画
に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日以後この法律による
改正後の都市緑地保全法(以下「」)の条において
「新法」という。第二条の二の規定に基づき緑地
の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下
この条において「基本計画」という)が定められ
るまでの間においては、この法律の施行の際現
にこの法律による改正前の都市緑地保全法第二
条の二の規定に基づき定められている基本計画
を新法第二条の二の規定に基づき定められた基
本計画とみなす。

(租税特別措置法の一部改正)

第三条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第一
十六号)の一部を次のように改止する。

第三十四条第二項第三号及び第六十五条の三
第一項第三号中「規定により買い取られる場合」
の下に「(都市緑地保全法第八条第三項の規定に
より買い取られる場合には、政令で定める場合
に限る。)」を加える。

投票者氏名	正程第一 郵便振替法及び簡易郵便局法の一部を 改正する法律案(内閣提出)	賛成者氏名
水島	阿南 一成君	阿部 正俊君
星野	青木 幹雄君	有馬 朗人君
日出	井上 吉夫君	道子君
野沢	市川 清元君	信也君
松谷蒼一郎君	石渡 岩城	國臣君
裕君	吉永 海老原義彦君	純三君
朋市君	岩永 浩美君	光弘君
松谷弘文君	大島 慶久君	秀久君
星野庸介君	景山俊太郎君	安政君
仲道俊哉君	木村 久世	大野つや子君
太三君	鈴木 順夫君	時男君
茂皓君	須藤良太郎君	安正君
正孝君	佐藤 寛之君	要人君
裕君	竹山 清水	英典君
弘文君	鈴木 達雄君	昭郎君
庸介君	斎藤 滋宣君	十朗君
正俊君	佐藤 佐藤	孝雄君
太三君	常田 武見	三君
裕君	田中 鈴木	直紀君
英輔君	中島 陣内	敬三君
惠君	中原 岸	守
朋市君	林 野間	爽
松谷弘文君	成瀬 中島	起君
星野庸介君	保坂 朝	芳正君
仲道俊哉君	三浦 賢	三藏君
太三君	溝手 一水君	正君

森本	晃司君	渡辺	孝男君
市田	忠義君	井上	美代君
緒方	靖夫君	小池	晃君
須藤美也子君		西山登紀子君	
畠野	君枝君	林	紀子君
吉川	春子君	宮本	岳志君
大脇	雅子君	吉川	春子君
谷本	巍君	岩本	莊太君
福島	瑞穂君	三重野	栄子君
高橋	令則君	高橋	紀世子君
高橋	貞夫君	黒岩	秩子君
佐藤	道夫君	菅野	久光君
青木	幹雄君	阿南	一成君
井上	吉夫君	石渡	清元君

泉	信也君	改正する法律案	○名	山下	阿部	池田	岩佐	富樫	小泉	笠井	幸代君	幹幸君	亮君	恵美君	親司君	練三君	橋本	八田ひろ子君	秀世君	筆坂	山下	芳生君	大渕	絹子君	旦下部禮代子君	英夫君	田	渕上	貞雄君	山本	正和君	松岡満壽男君	戸田	邦司君	渡辺	秀央君	西川きよよし君	中村	敦夫君	朗人君	有馬	阿部	正俊君	道子君	信也君	一八二名
---	-----	---------	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	-----	----	-----	-----	-----	----	--------	-----	----	----	-----	----	-----	---------	-----	---	----	-----	----	-----	--------	----	-----	----	-----	---------	----	-----	-----	----	----	-----	-----	-----	------

市川	一朗君	岩城	光英君
海老原義彥君	慶久君	岩永	浩美君
狩野	安君	加藤	紀文君
景山俊太郎君		大島	
鎌田	要人君	河本	英典君
岸		宏一君	
久野		恒二君	
河本		斎藤	
鉢木		佐藤	
田中		鴻池	
陣内		武見	
中島		常田	
成瀬		林	
中原		溝手	
中島		三浦	
佐藤		森下	
鈴木		柳川	
斎藤		森山	
佐藤		山崎	
久野		山下	
英典君			
宏一君			
恒二君			
昭郎君			
祥肇君			
十朗君			
孝雄君			
直紀君			
政二君			
啟雄君			
享詳君			
守重君			
赴君			
芳正君			
爽君			
三藏君			
賢二君			
博之君			
顕正君			
一水君			
裕君			
善彦君			
智治君			

岩井	岩崎	上杉	尾辻	大野	加納	鹿熊	國臣君
山下	山内	水島	松谷蒼一郎君	星野	仲道	鶴保	純三君
吉村剛太郎君	山本	森田	裕君	次夫君	俊夫君	廣介君	光弘君
	矢野	宮崎	秀樹君	朋市君	英輔君	茂皓君	秀久君
	内山					達雄君	片山虎之助君
						寛之君	時男君
						郁夫君	安正君
						仁君	

若林	足立	今井	正俊君
海野	江本	北澤	良平君
岡崎トミ子君	孟紀君	徳君	澄君
川橋	幸子君	俊美君	
郡司	與右	彰君	
堀	東君		
佐藤	雄平君		
高嶋	良充君		
千葉	景子君		
内藤	哲郎君		
長谷川	清君		
福山	利和君		
峰崎	直樹君		
松前	達郎君		
福瀬	進君		
篠瀬			
薦科	満治君		
魚住裕一郎君			
大森	礼子君		
木庭健太郎君			
白浜	一良君		
福本	潤一君		
松	あきら君		
統	訓弘君		
浜田卓一郎君			
日笠	栄一君		
阿部	勝之君		
池田			
岩佐	幸代君		
笠井			
惠美君			
亮君			

米合同委員会で、「赤坂プレスセンター」内の土地	小泉 親司君 富樫 練二君 橋本 敦君 八田ひろ子君 筆坂 秀世君 山下 芳生君 大渕 紗子君 日下部禧代子君 田 英夫君 渕上 貞雄君 山本 正和君 椎名 素夫君 松岡満壽男君 戸田 邦司君 渡辺 秀央君 西川きよし君 中村 敦夫君 高橋 令則君 平野 貞夫君 佐藤 道夫君 黒岩 秩子君 菅野 久光君	須藤美也子君 西山登紀子君 林 紀子君 宮本 岳志君 吉川 春子君 春子君 谷本 魏君 福島 瑞穂君 三重野栄子君 岩本 庄太君 高橋紀世子君 岩本 庄太君 高橋 令則君 平野 貞夫君 佐藤 道夫君 黒岩 秩子君 菅野 久光君
東京都港区の米軍「赤坂プレスセンター」の臨時ヘリポートに関する質問主意書	反対者氏名	○名
右の質問主意書を国会法第七十四条规定によって提出する。		
平成十三年四月十三日		
緒方 靖夫 参議院議長 井上 裕殿 井上 美代		
東京都港区の米軍「赤坂プレスセンター」の臨時ヘリポートに関する質問主意書		
米軍が現在使用している東京都港区六本木の米		

三九〇〇平方メートルを都市計画街路環状三号線の道路用地として東京都と米軍の共同使用する代替措置として、東京都が公園として使用している土地の一部を米軍に追加提供し、環状三号線建設工事が完了したならば東京都に返還するということが合意されていたものである。

ところが米軍は、一九九三年三月に環状三号線の建設工事が完了したにもかかわらず、「赤坂プレスセンター」の臨時ヘリポートを返還しないと不當な措置をとり続けている。

東京都が作成した冊子「東京の基地」(一〇〇〇)で「昭和五八年五月の日米合同委員会に基づき、八月、東京都、東京防衛施設局、在日米軍との三者間で「在日米軍施設及び区域の共同使用に関する協定」を締結し、都市計画街路環状三号線の工事期間中の臨時ヘリポート整備と、工事完了後、元のヘリポートを原状回復することとした。平成五年三月、環状三号線工事が完了し、供用開始されたが、米軍の臨時ヘリポート継続使用の意向が東京防衛施設局を通じて口頭で伝えられた。東京都は、ヘリポートの原状回復工事が三者協定のとおり実施できるよう、東京防衛施設局を通じ米軍に再三働きかけを行っている」と述べているように、米軍が「赤坂プレスセンター」の臨時ヘリポートをいまだに返還しないことは日米合同委員会及び東京都、東京防衛施設局、在日米軍との三者間の「在日米軍施設及び区域の共同使用に関する協定」に反する行為であることは明らかである。

政府は、米軍のこのような不當な措置を許さず、一刻も早い米軍「赤坂プレスセンター」の臨時ヘリポートの返還実現のための措置をとるべきで関して次の点について質問する。

一、米軍が「赤坂プレスセンター」の一部約三九〇

○平方メートルを東京都と共同使用することを認める代替措置として、東京都が公園用地の一部約四三〇〇平方メートルを米軍の臨時ヘリポート用地として追加提供するということを決めた一九八三年五月一九日の日米合同委員会合意の全容を明らかにされたい。

二、日米合同委員会後の一九八三年八月一二日に東京都、東京防衛施設局、在日米軍の三者で在日米軍施設及び区域の共同使用に関する協定が締結された。この協定の全文は「麻布米軍ヘリ基地撤去実行委員会」がアメリカの「情報公開法」に基づいて公表要求したことに対し、米軍は一九九九年一〇月一日に全文を公表した。それにもかかわらず防衛施設局は該協定の全文を公表していない。

政府はこの「在日米軍施設及び区域の共同使用に関する協定書」の全容を明らかにされた三、これまで、防衛施設局は、米軍に対して「赤坂プレスセンター」の臨時ヘリポートを返還するよう日米合同委員会などで述べたと説明しているが、具体的な交渉内容を明らかにされたい。

四、政府は、米軍「赤坂プレスセンター」の臨時ヘリポートの即時返還を求めるべきであると考えるが、いかがか。

右質問する。

平成十三年五月十五日

参議院議長 井上 裕殿
内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議員緒方靖夫君外一名提出東京都港区の米軍「赤坂プレスセンター」の臨時ヘリポートに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員緒方靖夫君外一名提出東京都港区内の米軍「赤坂プレスセンター」の臨時ヘリポートに関する質問に対する答弁書

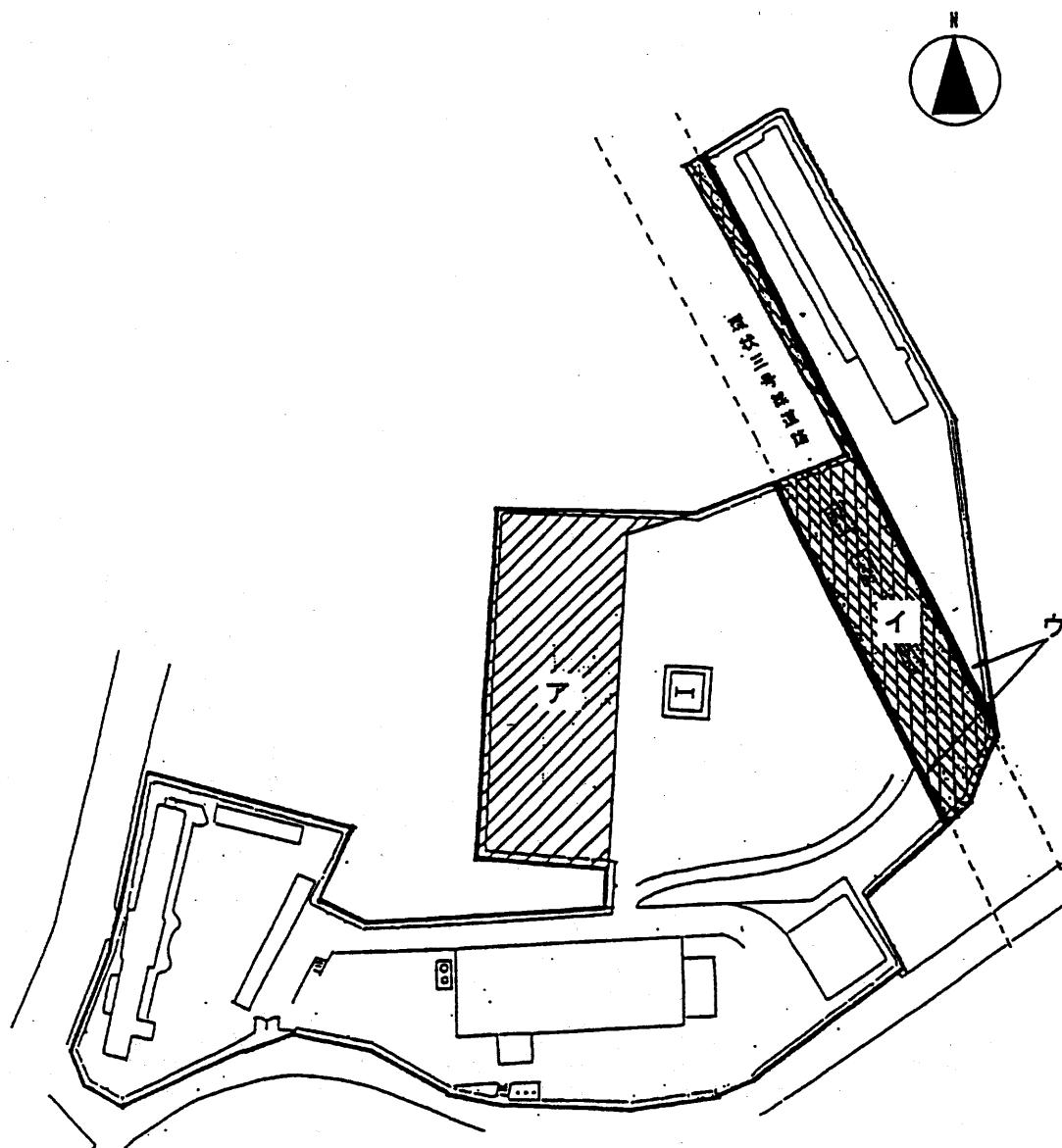
二について
平成三年五月、日米合同委員会の下部機関である施設分科委員会において、米国政府から、ヘリポートの臨時追加部分の使用により、飛行の安全性を高めるとともに騒音の軽減を図ることができるとして、当該追加部分を継続して使用したいとの提案がなされ、道路の建設の完了が間近となつた平成五年三月、東京防衛施設局から、東京都に対し、かかる提案を伝えたところ、東京都は、在日米軍施設及び区域の共同使用に関する協定のとおりヘリポートの原状回復工事を行うので、当該追加部分はその後速やかに返還されるべきであるとの意向を示した。その後、同年四月、東京都から、東京防衛施設局に対し、道路の建設の完了に伴い、ヘリポートの原状回復工事に着手できるようアメリカ合衆国軍隊(以下「米軍」という)と調整してほしい旨の要請があり、同年六月、東京防衛施設局から、米軍に対し、かかる東京都の意向を伝えた。また、平成六年二月、東京都から、東京防衛施設局に対し、ヘリポートの臨時追加部分は予定どおり返還されるべきであるとの意見が表明されたため、同月、防衛施設局から、米軍に対し、かかる意見を伝えた。

三 及び四について
平成三年五月、日米合同委員会の下部機関である施設分科委員会において、米国政府から、ヘリポートの臨時追加部分の使用により、飛行の安全性を高めるとともに騒音の軽減を図ることができるとして、当該追加部分を継続して使用したいとの提案がなされ、道路の建設の完了が間近となつた平成五年三月、東京防衛施設局から、東京都に対し、かかる提案を伝えたところ、東京都は、在日米軍施設及び区域の共同使用に関する協定のとおりヘリポートの原状回復工事を行うので、当該追加部分はその後速やかに返還されるべきであるとの意向を示した。その後、同年四月、東京都から、東京防衛施設局に対し、道路の建設の完了に伴い、ヘリポートの原状回復工事に着手できるようアメリカ合衆国軍隊(以下「米軍」という)と調整してほしい旨の要請があり、同年六月、東京防衛施設局から、米軍に対し、かかる東京都の意向を伝えた。また、平成六年二月、東京都から、東京防衛施設局に対し、ヘリポートの臨時追加部分は予定どおり返還されるべきであるとの意見が表明されたため、同月、防衛施設局から、米軍に対し、かかる意見を伝えた。

四 道路の建設中に臨時ヘリポートにおいて米軍の意向を機会あるごとにそれぞれ相手方に伝えてきたところであり、東京都及び米軍においても検討を行ってきたものと承知しているが、いまだヘリポートの臨時追加部分の返還に係る結論を得るには至っていない。

政府としては、双方の意向をそれぞれ考慮しつつ結論を得なければならないと考えているところであり、今後早期に結論を得るべく、引き続き努力してまいりたい。

別図



凡 例	
施設・区域	
ア 追加提供区域 (4,302.27m ²)	[Shaded with diagonal lines]
イ 共同使用区域 (3,475.32m ²)	[Shaded with horizontal lines]
ウ 共同使用区域 (427.12m ²)	[Solid black]

別添

平成十三年五月十六日 参議院会議録第二十四号 質問主意書及び答弁書

Control No. AJH-83-033

AGREEMENT CONCERNING JOINT USE OF
USFJ FACILITIES AND AREAS

This agreement is made and entered into on the date last signed by and between the duly authorized representative of United States Forces, Japan, hereinafter referred to as USFJ, the duly authorized representative of the Government of Japan (GOJ), namely, the Director of Tokyo Defense Facilities Administration Bureau, hereinafter referred to as Tokyo DFAB, and the Governor of Tokyo-to, hereinafter referred to as petitioner, as the respective signatures hereto appear.

WITNESSETH:

WHEREAS, the GOJ granted to the USFJ the use of certain facilities and areas under provisions of Article II of the Status of Forces Agreement (SOFA) pursuant to Article VI of the Treaty of Mutual Cooperation and Security Between the United States of America and Japan, one of which is known and designated as:

<u>FACILITY NUMBER</u>	<u>NAME OF FACILITY</u>
FAC 3004	AKASAKA PRESS CENTER

AND WHEREAS, the GOJ, by Memorandum FSJG-181-794-KH/KK, to the Facilities Subcommittee (FSC), dated 5 March 1968, subject: Request for Joint Use of a Portion of Akasaka Press Center, FAC 3004, has requested joint use of certain land areas by the petitioner for constructing and maintaining a portion of Belt-line Avenue No. 3,

AND WHEREAS, upon exchange of several memoranda between USFJ and GOJ, and restudy of the problems surrounding the TMG's request, the USFJ has proposed by Memorandum FSUS-501-2402-WB(A), to the FSC, dated 9 June 1981, subject: Release of a Portion of Land at Akasaka Press Center, FAC 3004, joint use of the heli-port area with certain conditions in lieu of partial release,

AND WHEREAS, the GOJ has concurred in the USFJ proposal with certain conditions and understanding by Memorandum FSJG-524-1863-TN/KS, to the FSC, dated 16 June 1982, subject: Joint Use of a Portion of Land at Akasaka Press Center, FAC 3004, and has agreed therein with provision of 4,302.27 square meters of land for a temporary helipad addition during the highway construction and upon completion of restoration work by the petitioner,

AND WHEREAS, the US-Japan Joint Committee approved the joint use by FSC MEMO No. 1721, dated 23 February 1983, subject as above, executed on 19 May 1983.

NOW THEREFORE, in consideration of the agreement of the parties, joint use of 3,475.32 square meters of land area, and temporary use of 427.12 square meters of land area as a construction site until completion of the highway construction, as shown in colors on exhibit and made a part hereof, is hereby granted to the GOJ for use by the petitioner as hereinafter set forth.

平成十三年五月十六日

参議院会議録第二十四号 質問主意書及び答弁書

Agreement, AJH-83-033

1. The exercise of the privileges herein granted shall be without cost or expense to the United States Government (USG), under the general supervision and subject to the approval of the Commander, United States Army Garrison, Honshu (USAGH) or his designated representative, hereinafter referred to as local USFJ representative, and subject also to such regulations as may be prescribed by him from time to time.
2. A temporary heliport addition, comprising 4,302.27 square meters of land area, within the Aoyama Park shall be provided to the USG for interim USFJ use under Article II 1(a) of the SOFA, as hachured in brown on the attached exhibit, until heliport restoration work is completed.
3. The highway portion passing through the facility shall be constructed either by tunneling or the cut and cover method. Use of explosives shall not be permitted during the construction without prior written approval of the local USFJ representative.
4. A reinforced concrete cover capable of supporting a fully loaded helicopter having a maximum weight of 73,500 lbs shall be constructed over the entire section of highway passing underneath the facility.
5. Unrestricted access to the PX, PX garage and gasoline station area shall be available at all times for USFJ personnel and vehicles during and after the proposed construction.
6. The helicopter parking pad shall be relocated to an area, as designated by the local USFJ representative.
7. All work required to insure that the heliport remains operational at all times shall be completed first and prior to any work commencing on the proposed roadway within the facility.
8. An appropriate buffer zone shall be provided around the heliport addition within Aoyama Park to preclude injuries to bystanders as a result of landing or hovering aircraft.
9. All flight hazards such as trees, poles, etc. within the temporary helicopter approach and take-off zones shall be relocated or removed.
10. A safety net/barrier shall be erected between the heliport and the proposed highway and the temporary access road to preclude injuries to workmen from flying debris, etc. resulting from flying or hovering aircraft.
11. Any improvement, which is to be constructed by the USG at the temporary heliport area during the highway construction, shall be relocated to the existing heliport area as a restoration work after the highway construction is completed.
12. A temporary security fence shall be erected in front of the PX Garage areas, as shown on attached exhibit. Upon completion of proposed construction, the fence shall be replaced with an appropriate permanent type fence and effective sound barrier.

平成十三年五月十六日 参議院会議録第二十四号 質問主意書及び答弁書

Agreement, AJH-83-033

13. No construction equipment shall be allowed on the installation which will, in the opinion of the local USFJ representative, interfere with the use and/or operation of the heliport or the PX Garage area.
14. The existing heliport shall be restored to its original condition and dimension after the highway construction is completed.
15. Should the petitioner require any utilities from USG sources, the petitioner shall coordinate the requirement with and obtain the necessary approval of the local USFJ representative. All utilities thus furnished shall be provided on a reimbursable basis.
16. Any damages to USG-controlled property resulting from the proposed construction or the subsequent joint use of the facility by the petitioner shall be repaired or caused to be repaired expeditiously by the petitioner in a manner acceptable to the local USFJ representative.
17. Any construction which for whatever reason is not in consonance with Japanese national, prefectural and local environmental standards, regulations, and laws shall be corrected by the petitioner at no expense to the USG.
18. All construction, including removal, relocation and restoration of USG facilities, and subsequent maintenance and repair work relating to the joint use shall be performed in a manner which will not interfere with USFJ operations and activities and shall be at no expense to the USG.
19. Local USFJ fire and safety regulations shall be strictly adhered to by workmen and other personnel engaged in the proposed construction project. In addition, the construction contractor shall develop an adequate safety plan covering precautionary actions to be taken by workmen when working near a landing or hovering aircraft.
20. All construction, maintenance and repair work incident to the proposed highway construction, heliport addition, and subsequent joint use shall be coordinated and approved by the local USFJ representative prior to its commencement. Such approval is for the purpose of insuring compliance with applicable USG Aviation Safety and Operating Criteria, but does not include technical adequacy which is the responsibility of the petitioner.
21. The petitioner, and not the USG, shall be held liable for any injuries or damages to persons or property which may arise from or be incident to the petitioner's activities. The petitioner shall reimburse the USG or third parties for any such injury or damage. The foregoing does not affect and shall not be interpreted as affecting in any way relevant provisions of Article XVIII of the SOFA.
22. This joint use is effective 19 May 1983 and shall continue in effect until final release of the facility to the GOJ.

Agreement, AJH-83-033

23. This agreement may be revised or amended as mutually agreed and within scope and intent of the applicable Joint Committee agreement. Such amendment shall be prepared as an addendum, sequentially numbered and attached hereto made a part hereof.

24. In implementing this joint use, the Tokyo DFAB will act as liaison between the USFJ representative and the petitioner.

IN WITNESS WHEREOF, the parties have hereunto set their hands.

<u>US ARMY JAPAN</u>	<u>TOKYO DFAB</u>	<u>TOKYO METROPOLITAN GOVT</u>
FOR THE COMMANDER:		

DAVID S. TABATA
MAJ, AGC
Asst AG

Date 6 JUL 1983

USFJ Representative

KENJI OZAWA
DIRECTOR
FAC. DIV.

Date 12 JUL 1983

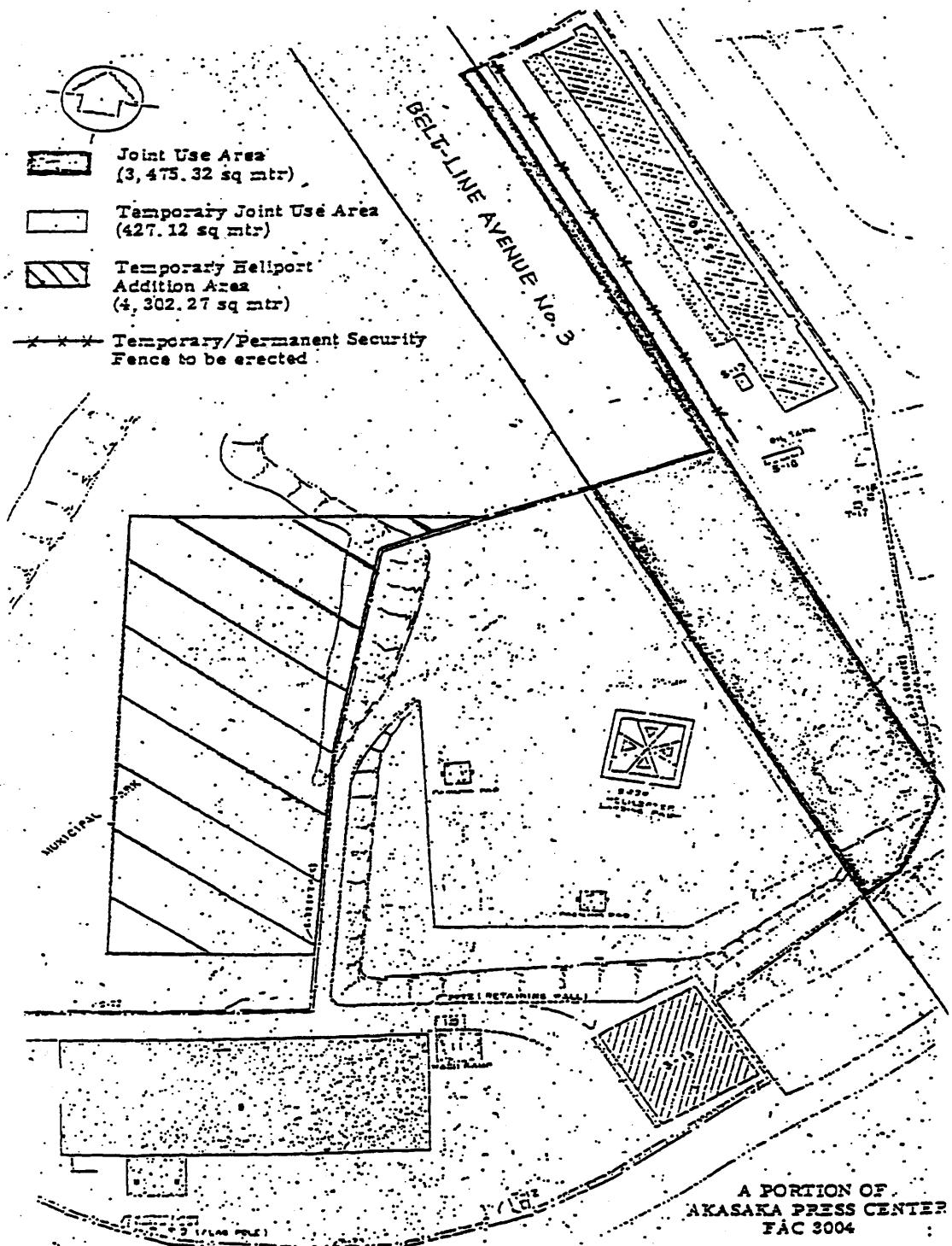
GOJ Representative

Fujiro Ariyama.
Director General
Bureau of Construction

Date August 12, 1983

Petitioner Representative

平成十三年五月十六日 參議院會議錄第二十四号 質問主意書及び答弁書



EXHIBIT

官 報 (号 外)

平成十三年五月十六日 参議院会議録第二十四号

第三種郵便物認可日
明治二十五年三月三十日

(第二号の発送は都合により後日となるた
め、第十四号を先に発送しました。)

発行所	〒105-0051 東京都港区虎ノ門二丁目
財務省印刷局	
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 (本体 配 送 料 別 一〇〇五円)